

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税の賦課限度額が変わります

国民健康保険税の一世帯における賦課限度額が左表のとおり変更となります。なお、保険税の税率及び税額に変更はありません。

詳細は6月中旬に送付する国民健康保険税納税通知書をご確認ください。

国民健康保険税の一世帯あたりの限度額

	令和2年度	改定内容
医療費分	63万円	2万円増
後期高齢者支援金分	19万円	(変更なし)
介護納付金分	17万円	1万円増

納付には便利な口座振替を！
口座振替を希望する場合は、引き落としを希望する金融機関にてお申込みください。

低所得者に対する軽減を拡大します

世帯主を含む一世帯の前年の総所得金額等が左表の基準以下の場合に保険税を軽減します。

軽減にあたっては前年度の所得情報が必要のため、所得の申告が必要になります。

軽減の基準となる金額	軽減割合
33万円 以下	7割
被保険者数 × 28.5万円 + 33万円 以下	5割
被保険者数 × 52万円 + 33万円 以下	2割

※被保険者数とは、世帯主、加入者、世帯内で国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、継続して同一世帯に属する方の数

問町民課 ☎内線247

成人歯科健康診査(口腔がん検診)のご案内

毎日歯磨きをしていても28本の歯は、80歳になると平均12本となつているのが現状です。

歯を失う1番の原因は歯周病

です。歯周病の早期発見のため年に1度は歯科健診を受けま

しょう。今年度から口腔がん検診も希望があれば受けられます。対象の方には案内ハガキ(受診券)を送付します。

問スポーツ健康課

☎内線310

環境にやさしいEcoな暮らしを応援します！

災害時の備えにもなります

「スマートエネルギー設備」導入費用の一部を補助します

家庭での再生可能エネルギー活用を促進するため、スマートエネルギー設備の設置に対し導入費の一部を補助します。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

太陽光発電設備の共同購入希望者を募集しています

県では、県民の皆さんから購入希望者を募り、一括して発注することで太陽光発電設備を安く購入することができると共同購入事業を実施しています。町の制度とあわせてご検討ください。

▼事業の流れ

- ①専用WEBサイトから参加登録(6月3日(水)まで)
 - ②見積りを確認
 - ③購入するかどうか判断
- ※詳細は専用WEBサイトをご覧ください。
<https://group-buy.jp/solar/kanagawa/home>

補助対象設備	補助金額
HEMS機器【必須】 エネルギーの「見える化」と「制御」が可能に	上限1万円
住宅用太陽光発電システム 自然エネルギーを活用し、余った電力は売電	上限5万2千円 (1kw当たり1万5千円)
家庭用燃料電池システム 二酸化炭素を発生させず、発電時の熱を温水等に利用	上限5万円
定置用リチウムイオン蓄電システム 夜間電力により電気を貯めておき、昼間に使える	上限5万円
電気自動車充電器 自宅に充電設備を置き、夜間に充電、災害(停電)時にも活用	上限5万円

問・申環境課

☎(72)4438



問・申かながわみんなのおうちに太陽光キャンペーン事務局

☎0120(216)100

下水道供用開始区域が広がります

5月1日から大磯、東小磯、国府本郷、国府新宿、生沢地区の一部で、新たに下水道を供用開始します。

公共下水道が使える区域で、くみ取りトイレをご利用の方は、供用開始日から3年以内に水洗トイレに改造を、浄化槽をご利用の方は遅滞なく、公共下水道に接続することが義務付けられていますので、排水設備接続工事を行ってください。

供用開始日から3年以内に接続する場合には、一定の条件を設けて奨励金の交付、または融資あつせんの制度があります。なお、接続工事は、町指定工事店に申し込んでください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

奨励金の交付額

接続工事費用	供用開始からの経過年数		
	1年目	2年目	3年目
5万円以上 15万円未満	12,000円	8,000円	4,000円
15万円以上 30万円未満	21,000円	14,000円	7,000円
30万円以上 40万円未満	27,000円	18,000円	9,000円
40万円以上	30,000円	20,000円	10,000円

※接続工事費用、供用開始経過年数に応じて、交付します。

問下水道課

☎内線214